

茨木市総合教育会議運営要綱

平成27年 8 月 26 日

総 合 教 育 会 議

(趣旨)

第 1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、茨木市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 3 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 市長は、法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる事項のうち、次に掲げる緊急を要する場合であって、かつ、教育委員が招集に応じる暇のないときは、市長及び教育長の 2 人であっても会議を開くことができる。

(1) いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合

(2) 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

(3) 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態の場合

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合

4 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 4 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 5 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、市ホームページへの掲載及び情報ルームへの配架により、これを公表するものとする。ただし、第 4 ただし書に該当するときは、この限りではない。

(事務の調整)

第 6 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員

は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第7 会議の庶務は、企画財政部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から実施する。